

山ノ内町景観計画の概要

もくじ

1	景観法と景観行政団体の概略	1
2	本町の景観行政団体の範囲	1
3	景観届出行為の届出手順	1
4	景観届出対象規模のイメージ	2
5	地域別の景観目標	3
6	山ノ内町の景観形成基準案	4
7	景観づくりを支援するための仕組みづくり	6
8	景観重要建造物、景観重要樹木の指定方針	6
9	景観づくり事業補助金のメニュー	7

《山ノ内町景観条例、景観計画の制定について》

山ノ内町では「山ノ内町景観条例」を制定し、平成24年5月1日より「景観行政団体」となりました。景観審議会や都市計画審議会、住民説明会やパブリックコメントの募集等の意見をまとめ、8月30日に「山ノ内町景観計画」を決定しました。

10月1日からは、景観に影響がある一定規模以上の建物や構造物などの屋根や外壁、又は公衆の関心を引くための看板等への色彩などには規制がかかり、新築や新設・増築・外観変更等（塗り替えも含む。）の際は届出が必要です。

また、地域や通りといった単位で「景観協定」及び「景観づくり住民協定」を締結していただき、景観形成に取り組む“意欲的な地域”に対して支援を展開していきます。

美しく調和の取れた景観は町民共有の財産です。町民と事業者、行政が力を合わせて山ノ内町らしい景観を次世代に受け継いでいきましょう。

《お問い合わせ先》

山ノ内町役場 建設水道課 計画監理係
 電話：0269-33-3114 FAX：0269-33-4527
 e-mail: kensetsu@town.yamanouchi.nagano.jp
 http://www.town.yamanouchi.nagano.jp/

1 景観法と景観行政団体の概略

1-1. 景観法

わが国では、「国土を国民一人一人の資産として、我が国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐ」という理念のもと、自治体や国民の景観形成に関する取り組みを支援すべく、「景観法（平成16年）」を制定し平成17年に施行しました。

この景観法の施行により、市町村が独自に景観の保全や、良好な景観の形成に向けての取り組みを効果的に行なうことができるようになりました。

◆景観法（平成17年6月施行）

良好な景観形成に取り組もうとする意欲ある地域を支援する法律

●良好な景観を「現在及び将来の国民共通の資産」として初めて明示

（良好な景観形成が必要なことの根拠付け）

●「良好な景観」の形成を推進する各種支援策を整備

→強制力の付与（景観計画区域における変更命令、景観地区における認定、建築確認など）

→他の制度との連携（景観重要建造物における建築基準法の規制緩和、国税の優遇措置など）

1-2. 景観行政団体

景観法の中で創設された組織制度で、景観行政団体は、「景観法に基づく景観計画の策定」や、各種施策を独自に行うことができる行政団体のことで、原則として市町村が「景観行政団体」になります。

長野県では、長野市、小布施町、高山村など17団体が景観行政団体となっています。（H26.4.1 現在）

2 本町の景観行政の範囲

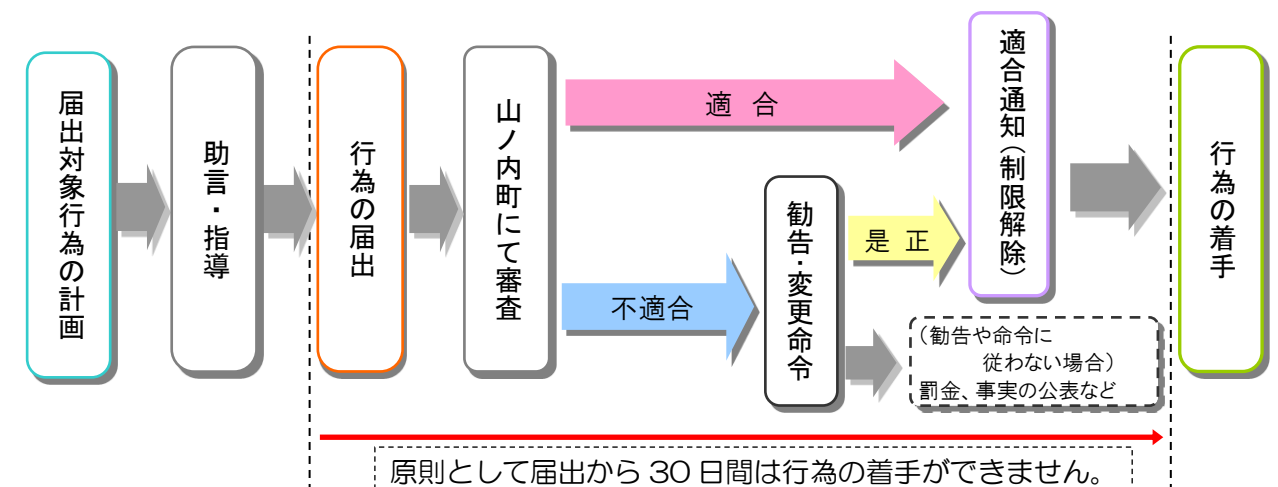
本町に関する景観行政は、高社山麓の一部地域が長野県の景観形成重点地区として取り組まれていましたが、5月1日から町が景観行政団体となり、「町内全域」を景観計画区域の範囲として取り組みます。

3 景観届出行為の届出手順

景観形成基準に準じた行為が適切に行なわれるように、一定の規模を超える建築等の行為について、事前に届出をしてもらい審査を行ないます。

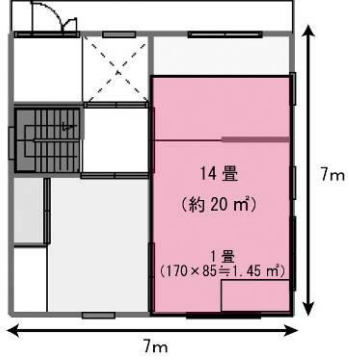
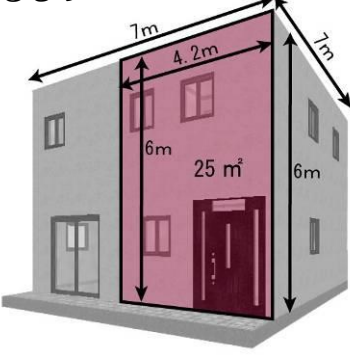
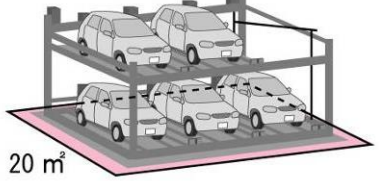
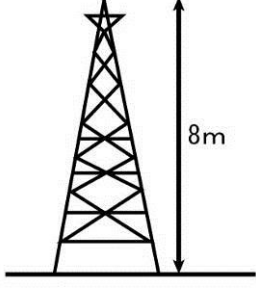
届出対象となる規模の行為を行なう時は、原則として行為着手の30日前までに届出手続きを経て審査を行なうものとします。

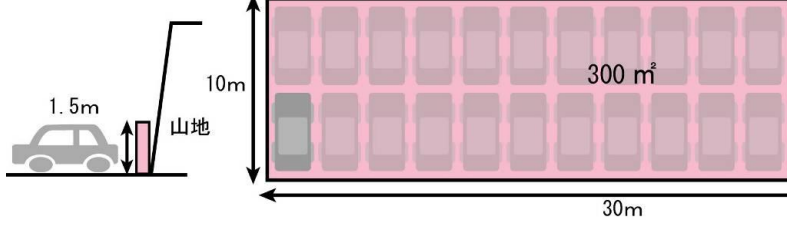
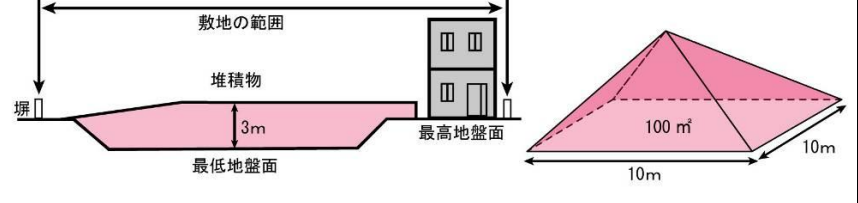
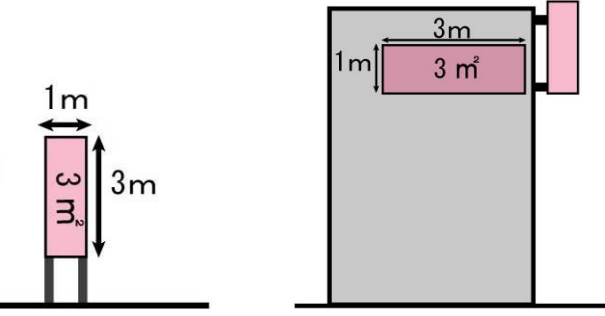
【届出対象行為の手順】



4 景観届出対象規模のイメージ

本町における届出対象行為の基準案は次のとおりです。
行為の種類ごとの届出対象規模を超えるものが届出対象となります。

行為の種類	届出対象規模及びイメージ	
(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転	高さ13mを超えるものまたは床面積20㎡を超えるもの	次の規模を超えるもの 
(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替または色彩の変更	変更に係る面積が25㎡を超えるもの	次の規模を超えるもの 
(3) プラント類、自動車車庫（建築物としない機械式駐車装置）、貯蔵施設類、処理施設類※1	高さ13mを超えるものまたは築造面積20㎡を超えるもの	次の規模を超えるもの 
(4) 電気供給施設等※2	高さ8mを超えるもの	次の規模を超えるもの 
(5) (3), (4)以外の工作物	高さ5mを超えるもの	

行為の種類	届出対象規模及びイメージ	
(6) 土地の形質の変更※3（土石の採取または鉱物の掘採を除く）	面積300㎡を超えるものまたは生じる法面・擁壁の高さ1.5mを超えるもの	次の規模を超えるもの 
(7) 土石の採取または鉱物の掘採	面積300㎡を超えるものまたは生じる法面・擁壁の高さ1.5mを超えるもの	
(8) 屋外における物件の堆積	堆積の高さ3mまたは面積100㎡を超えるもの	次の規模を超えるもの 
(9) (1)から(5)までの建築物または工作物の外観における公衆の関心を引くための形態または色彩その他の意匠※4	面積3㎡を超えるもの	次の規模を超えるもの 
備考	<p>※1 プラント類 コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの 貯蔵施設類 飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設 処理施設類 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設</p> <p>※2 電気供給施設等 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第9号に規定する「電気事業」のための施設または電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する「電気通信」のための施設</p> <p>※3 土地の形質の変更 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為及び景観法施行令第4条第1項に規定する土地の形質の変更</p> <p>※4 当該意匠がある状態が30日を超えて継続しないものを除く。</p>	

5 地域別の景観目標

本町の景観形成は、「市街地地域」「田園地域」「山麓田園地域」「山地・高原地域」「高原地域」の5つの地域で景観形成に取り組みます。

景観計画の将来像（目標）：

山野に抱かれ緑豊かなふるさと ～やまのうち～

「市街地地域」湯田中・渋湯・穂波温泉等の用途地域内

【景観目標】

観光地として来訪者をもてなす風景をつくる

- 特に温泉街らしい高い密度の建築を推進
- 沿道空間の緑化、まちなみの統一
- 町中を潤す親水空間の維持

「田園地域」本郷・横倉・前坂・宇木・戸狩・佐野・菅・寒沢・上条

【景観目標】

ふるさとを伝える農業集落の継承

- 果樹園、水田、畑の保全、耕作放棄地の解消
- 果樹園、田園風景と調和する建築物、緑化の推進

「山麓田園地域」須賀川

【景観目標】

ふるさとを伝える農業集落の継承

- 水田、畑の保全、耕作放棄地の解消
- 棚田、段々畑の風景と調和する建築物、緑化の推進

「山地・高原地域」高社山麓・北志賀高原及びその他の山間地

【景観目標】

北志賀高原

- 高原リゾートらしい観光景観の形成

その他の山間地

- 間伐など里山の維持・保全
- 市街地や道路・鉄道沿線から見える範囲の開発制限

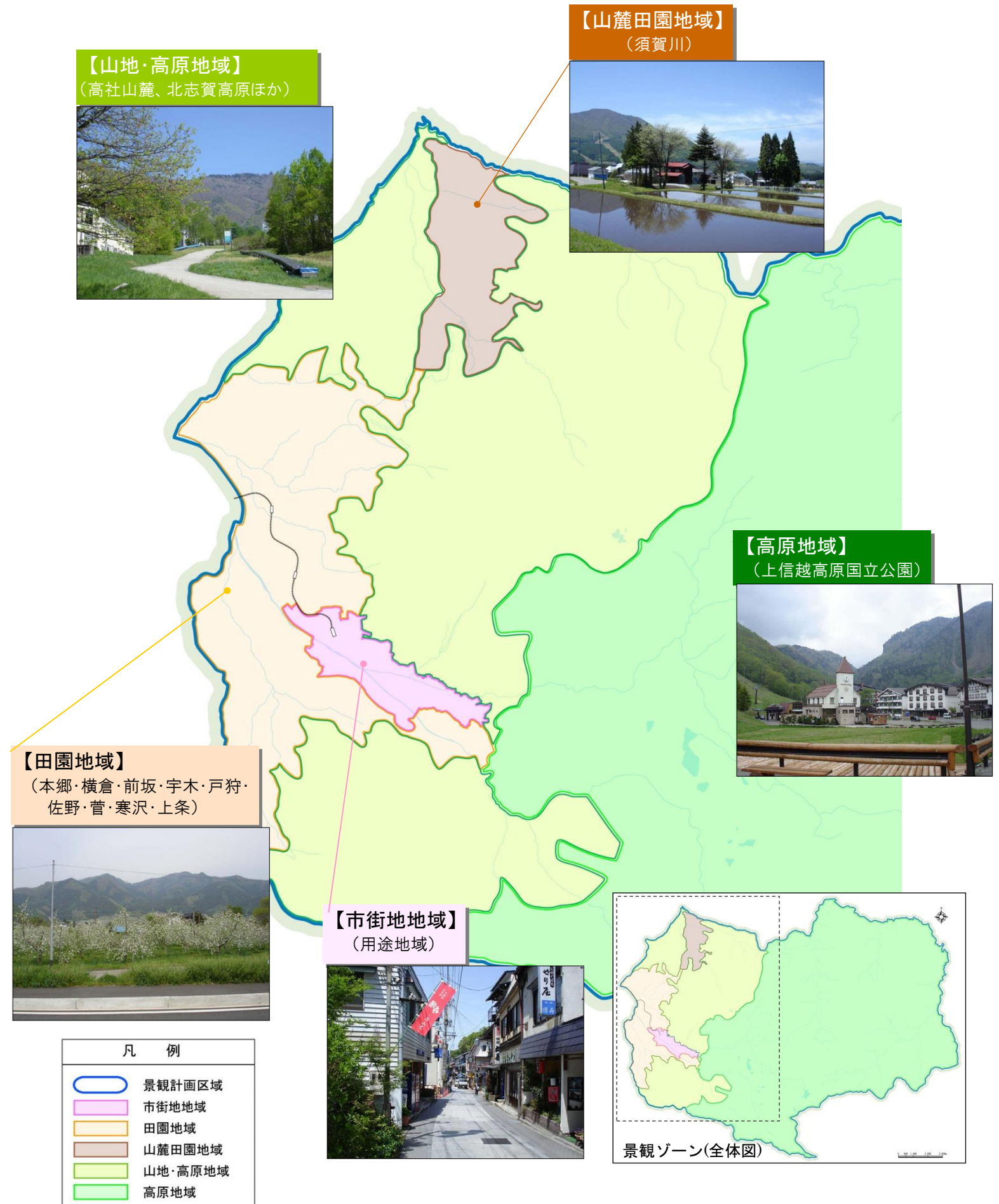
「高原地域」上信越高原国立公園

【景観目標】

志賀高原

- 高原リゾートらしい観光景観の形成
- 高山植物等高標高地特有の自然、生態系の保全

【景観形成ゾーン区分】



6 山ノ内町の景観形成基準案

景観ゾーン別景観形成基準案

各景観ゾーンの建築物等の行為の基準は次のとおりです。

	市街地地域	田園地域	山麓田園地域	山地・高原地域	高原地域	
					普通地域（自然公園法）	特別地域（自然公園法）
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	配置	(ア) 周辺と壁面線を合わせつつ、極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するように努めること。	(ア) 道路からできるだけ後退し、道路側に空を確保するように努めること。大規模行為にあっては、特に支障がある場合を除いて、道路から5メートル以上後退するように努めること。	(ア) 道路からできるだけ後退し、良好な空間の確保に努めること。大規模行為にあっては既存樹林を残置できるように道路から10メートル以上後退するように努めること。	2-2. 志賀高原の特別地域内指定エリアの基準に記載	
		(イ) 隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。	(イ) 隣地の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりある空間を確保すること。			
		(ウ) 堆雪スペース等は、積雪期以外における周辺景観との調和に配慮すること。				
		(エ) 敷地内に樹木や河川、水辺等がある場合は、これらを生かせる配置とすること。				
		(オ) 夜間瀬川・横湯川・角間川や高社山、周辺の山並みへの眺望や、付近のランドマークとなる建築物等への眺望を極力阻害しない配置とすること。	(オ) 夜間瀬川・角間川や高社山、周辺の山並みへの眺望を極力阻害しない配置とすること。特に夜間瀬川・角間川や高社山への良好な眺望が得られる側については、道路から可能な限り後退するように努めること。	(オ) 田園や背景となる山並みへの眺望を極力阻害しない配置とすること。特に眺望の対象となるりょう線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。		(オ) 田園の樹林や池沼、背景となる山並みへの眺望を極力阻害しない配置とすること。地形の高低差がある場合はそれを生かして周辺の自然景観に調和するような配置とし、稜線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。
	(カ) 電柱、鉄塔類はできるだけ目立たない位置に設置すること。	(カ) 電柱、鉄塔類はできるだけ目立たない位置に設置すること。また、団地開発等ではできるだけ電線の地中化や電柱類を道路側に設置しないようにする等夜間瀬川・角間川や高社山、周辺の山並みの眺望を阻害しないように努めること。	(カ) 電柱、鉄塔類は樹林内等のできるだけ目立たない位置に設置すること。			
	規模	(ア) 周辺の基調となる家並みから著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地の釣り合い、高さとする。	(ア) 夜間瀬川・角間川や高社山、周辺の山並みへの眺望をできるだけ阻害しないようにするとともに、周囲の田園や河岸崖、丘陵等から著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地の釣り合い、高さとする。	(ア) 田園や背景となる山並みへの眺望をできるだけ阻害しないようにするとともに、周囲の基調となる樹林やりょう線から著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地の釣り合い、高さとする。		(ア) 周囲の樹林や池沼、背景となる山並みへの眺望をできるだけ阻害しないようにするとともに、周囲の基調となる樹林やりょう線から著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地の釣り合い、高さとする。
		(イ) 高さは周囲のまち並みとしての連続性に配慮するとともに、高層の場合は、圧迫感を生じさせないように努めること。	(イ) 個々の建築物等の規模、高さは極力抑え、周辺の自然景観、田園景観等との調和に努めること。特に樹林に隣接した位置については、樹高を超えない高さとなるように努めること。	(イ) 高さは原則として周囲の樹林の高さ以内とし、樹高以上になる場合は、周辺景観と調和したものとなるように努めること。		
	形態・意匠	(ア) 周囲の建築物等の形態との調和に努めること。また、地域の伝統的な形態・意匠等の活用にも努めること。	(ア) 高社山や背景となる山並みのスカイライン、夜間瀬川・角間川沿い等の樹林、周囲の建築物等の形態との調和に努めること。また、地域に伝統的な形態・意匠がある場合は、その活用にも努めること。	(ア) 高社山や背景となる山並みのスカイライン、河川沿いの樹林、周囲の建築物等の形態との調和に努めるとともに、地域に伝統的な形態・意匠がある場合は、その活用にも努めること。また、宿泊施設街や保健休養地域においては、相互の建築物等の形態・意匠の調和に配慮するように努めること。		
		(イ) 屋根の形状は雪の処理等により困難なものを除き、できるだけこ配屋根にするように努めること。また、建築物等の正面のデザインに特に留意し、都市美やランドマークの育成にも努めること。	(イ) 屋根の形状は雪の処理等により困難なものを除き、できるだけこ配屋根で適度な軒の出を有するものとし、こ配は背景のスカイラインや周囲の建築物等との調和に努めること。			
(ウ) 壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の処理に配慮すること。						
(エ) 周辺の基調となる建築物に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周囲との調和を図ること。						
(オ) 屋上の設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーで覆う等の工夫をすること。						
材料	(ア) 周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。また、地域で伝統的に用いられている素材がある場合は、その活用に努めること。	(ア) 周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。また、地域で伝統的な素材がある場合は、その活用に努めること。特に宿泊施設街や保健休養地域においては、できるだけ自然素材の使用に努めること。				
	(イ) 反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。	(イ) 反射光のある素材を極力用いないように努めること。				
色彩等	(ア) けばけばしい色彩とせず、周囲の建築物等と調和した色調とすること。また、積雪期における周辺景観との調和にも配慮すること。	(ア) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観や積雪期における周辺景観と調和した色調とすること。また、宿泊施設街や保健休養地域においては相互の建築物との調和に配慮すること。				
	(イ) 多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。	(イ) 使用する色数はできるだけ少なくするよう努めること				
	(ウ) 照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度なものとならないように留意すること。					
		(エ) 光源で動きのあるものは、周辺景観との調和に留意すること。				

		市街地地域	田園地域	山麓田園地域	山地・高原地域	高原地域		
						普通地域（自然公園法）	特別地域（自然公園法）	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	敷地の緑化	(ア) 敷地内に優れた樹木等がある場合は、可能な限り保存若しくは移植し、修景に生かすこと。 (イ) 建築物等の周囲は積雪、堆雪等の状況を考慮した上でできるだけ緑化し、圧迫感威圧感の軽減に努めること。 (ウ) 駐車場、自転車置き場等を設ける場合は、道路から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。		(エ) 緑化に使用する樹種は、地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。		(エ) 緑化に使用する樹種は、周辺の樹林や緑地と調和した地域の風土にあったものとするように努めること。特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。	2-2. 志賀高原の特別地域内指定エリアの基準に記載	
	公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠（以下「特定外観意匠」という。）に関する付加基準	(オ) 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。	(カ) 敷地境界に遮へい物を設ける場合は自然素材を用いる等、周辺景観と調和するよう配慮すること。特に現状において生垣が形成されている集落内沿道では、やむを得ない場合を除き生垣とすること。		(キ) 敷地境界には塀等の遮へい物はできるだけ設けないこと。やむを得ず設ける場合は、生垣とするように努めること。			
		(ア) 配置 ・道路からできるだけ後退させるように努めること。 ・夜間瀬川・角間川や高社山、周辺の山並みへの良好な眺望が得られる場合は、その眺望を極力阻害しないように努めること。 ・建築物等の屋上への掲出は、眺望を阻害しないようにできるだけ控えること。	(イ) 規模、形態・意匠 ・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。 ・周辺の建築物の屋根の高さを超えないように努めること。	(イ) 規模、形態・意匠 ・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。 ・周辺の建築物の屋根や植生、その他周辺の景観の基調をなすものの高さを超えないように努めること。				
		(ウ) 材料 ・耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとともに、設置箇所周辺の建築物等と調和した素材の使用に努めること。 ・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。	(ウ) 材料 ・耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとともに、設置箇所周辺の建築物等と調和した素材の使用に努めること。 ・反射光のある素材は極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。	(ウ) 材料 ・耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくい素材を用いるとともに、自然素材等の使用に努めること。 ・反射光のある素材は原則として使用しないこと。				
		(エ) 色彩等 ・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・光源で動きのあるものは、周辺景観との調和に留意すること。	(エ) 色彩等 ・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観あるいは建築物等と調和した色調とすること。 ・使用する色数はできるだけ少なくするように努めること。 ・光源で動きのあるものは、原則として避けること。	(エ) 色彩等 ・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。 ・使用する色数はできるだけ少なくするように努めること。 ・光源で動きのあるものは、原則として避けること。				
土地の形質の変更 (法第16条第1項第3号及び政令第4条第1項第1号に規定するもの(土石の採取及び鉱物の掘採を除く。)をいう。以下同じ。) (変更後の土地の形状、修景、緑化等)	(ア) 土地の形質変更は最小限にとどめ、やむを得ない場合でも法面ができるだけ生じないように緩やかなう配とし、緑化に努めること。 (イ) 擁壁を必要とする場合は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 (ウ) 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するように努めること。		(イ) 擁壁を必要とする場合は、できる限り自然石等で表面化粧するように努めること。					
土石の採取及び鉱物の掘採 (採取等の方法、採取等後の緑化等)	(ア) 周辺から目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。 (イ) 採取等後は周囲の自然環境と調和した緑化等により修景すること							
屋外における物件の集積又は貯蔵 (集積、貯蔵の方法及び遮へい等)	(ア) 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。 (イ) 道路から見えにくいように遮へいし、その際には植栽などを行い周辺の景観に調和するよう努めること。							

7 景観づくりを支援するための仕組みづくり

「景観協定」及び「景観づくり住民協定」はともに協定を結んだ住民の皆さんが守る自主的なルールです。景観づくりは、そこに住む人々が、どのような町にしたいか自ら考え、目標に向かい努力していくことが大切です。

本町では、こうした取り組みを地域で導入していくことを推進し、これらの取り組みを締結して景観形成に取り組む“意欲的な地域”に対して支援を展開していきます。

(景観協定と景観づくり住民協定の違い)

	景観協定	景観づくり住民協定
法的根拠等	景観法	景観条例
締結主体	一団の土地所有者や借地権者	10軒(10人)以上の建築物等の所有者や使用者
合意	全員	2/3以上
対象	建築物・工作物	建築物・工作物 その他景観形成に関わるもの
定められること	用途・容積率・建築面積・壁面の位置・高さ・形態・意匠・垣・柵・塀・等 その他、ソフトなルール	看板・広告物・工作物の設置・垣・柵・塀・緑化・樹種等 その他、ソフトなルール
違反措置	・協定運営委員会からの是正措置 ・是正措置に従わない場合は民事訴訟	特に無し ただし協力依頼を続ける

【景観づくり事業補助金】

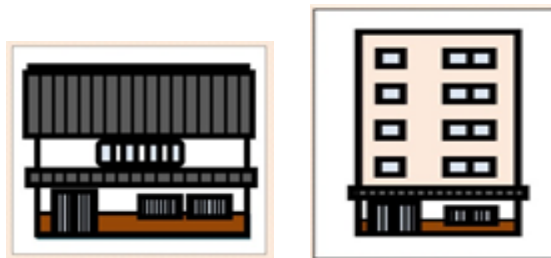
住民の皆さんが地域や通りといった単位で景観協定や景観づくり住民協定を結んだ時、協定締結者がその協定に基づく建築物や工作物の改修等をする場合、技術的支援や補助金による支援を行います。

(補助対象となる取り組みイメージ)

- ・景観づくり団体活動への補助 (景観づくり住民協定等に向けた調査費用：5万円 (3年間に限る))
- ・協定者が取り組む事業への補助
- ・協定地区が取り組む事業への補助
- ・景観重要建造物や景観重要樹木の保全・保存への補助 など

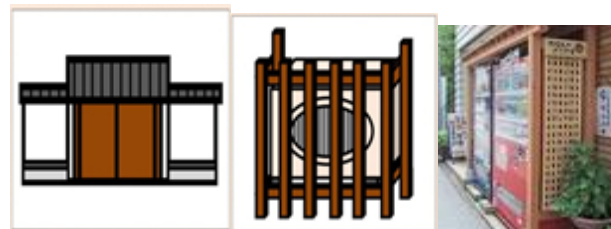
建築物の新築や改修

建築物の新築や改修の際に、意匠や色彩等を地域の景観に配慮した工夫をすること



工作物の新築や改修

周囲の家並みや商店街に調和するよう門や塀、屋外設備に工夫をすること



8 景観重要建造物、景観重要樹木の指定方針

○景観重要建造物の指定の方針 (景観法第8条第2項第3号関係)

本町の中で、目印やシンボルとなる建物、町の歴史・文化を伝えるために残すべき建造物などで景観形成要素となる建物を景観重要建造物として指定し、保全・活用に努めます。

【景観重要建造物の指定方針】

- 町の風土・文化を伝える、特徴を有するもの。
- 意匠に優れ、町のシンボルとして存在を示す、景観要素として重要なもの。
- 町角やアイストップ※に位置し、町並み景観を形成する要素となるもの。



○景観重要樹木の指定の方針 (景観法第8条第2項第3号関係)

本町の中で、目印やシンボルとなる特徴的な樹木、長い間親しまれている樹木を景観重要樹木として指定し、維持・保全に努めます。

【景観重要樹木の指定方針】

- 町のシンボリックな位置づけにあり、町並み景観の形成に寄与する要素となるもの。
- 町角やアイストップ※に位置し、町並み景観を形成する要素となるもの。



※アイストップ：まちかど等にある建築物や樹木といった、人の視線を引きつける役割を果たす対象物をいいます。

9 景観づくり事業補助金のメニュー

別表 補助率及び助成限度額

区分		補助率	限度額	備考	
景観づくり団体活動	景観づくり住民協定又は景観協定に向けた調査費用 (会議費、調査費、研究・研修費、先進地視察費等)	1/1	5万円	3年間に限る	
	地域景観整備計画策定事業	1/1	10万円	1地区1回限り	
協定者が取組む事業	建築物	外観整備	1/3	50万円	建物本体の外壁・屋根(改修の場合)、景観重要建造物の保全
		色彩の変更	1/3	30万円	屋根及び外壁のおおむね1/4以上の変更又は25㎡以上色彩変更
	工作物等	看板、暖簾の設置、門、塀等の修景	1/2	20万円	
		不要な看板の撤去	1/2	10万円	
		自動販売機の修景	1/2	5万円	
		空調及び排水施設等の設備の修景	1/2	3万円	
		植栽及び公共的空間の整備	1/2	5万円	ベンチ設置等も含む
	解体撤去	廃屋等の解体撤去	1/3	30万円	解体後花壇等の設置を行うこととし、新築・改築等の場合の解体撤去は含まない
	樹木	樹木等の植樹	1/2	3万円	
		樹木の伐採	1/2	10万円	伐採は景観上支障となる場合とする
景観重要樹木の保存		1/2	10万円		
協定地区が取組む事業	特別事業	屋外広告物の集合施設の設置	15/100	150万円	
		沿道の民有地を利用した公開空地の設置及び整備			
		共同管理地等における小公園の設置及び整備			
	修景事業	区域の特性を生かした修景事業	15/100	150万円	
屋外広告物の除去・改善		1/2	20万円		

一般事業	地区で統一して設置する工作物の整備	2/3	20万円	統一して整備する工作物やベンチなど
	公会堂及び公衆浴場の外観整備	1/3	50万円	
	公会堂及び公衆浴場等周辺の公共的空間の整備	1/3	50万円	

《山ノ内町景観づくり事業補助金交付要綱》 (抜粋)

(主旨)

第1条 この要綱は、山ノ内町景観条例(平成24年山ノ内町条例第11号。以下「条例」という。)第24条の規定による補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 条例第22条第1項に規定する景観づくり団体(以下「景観づくり団体」という。)が条例第23条第1項に規定する景観づくり住民協定(以下「住民協定」という。)又は景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)第81条の景観協定(以下「景観協定」という。)の締結に向けた活動に要する経費
- (2) 住民協定又は景観協定に基づき実施される景観づくりに資する経費
- (3) 景観重要建造物及び景観重要樹木の保全・保存に資する経費

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 景観づくり団体の認定を受けた団体
- (2) 住民協定又は景観協定を締結した者(その者及びその者の世帯員に町税の滞納があるものを除く。)及びその団体
- (3) 条例第18条に基づき指定を受けた景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者(その者及びその者の世帯員に町税の滞納があるものを除く。)

(補助金の交付の制限)

第4条 前2条の規定にかかわらず、山ノ内町が定めた他の補助金交付要綱による補助金の交付を受け、又は山ノ内町以外のものから補助若しくは寄付を受けている経費については原則として本補助金の交付の対象としない。

2 本補助金は、当該年度予算の範囲内で交付する。

(補助金の補助率及び補助限度額)

第5条 第2条の補助金の対象となる経費の内容、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助の回数)

第13条 補助金は、原則として住民協定又は景観協定期間中につき、1つの敷地及び施設に対して1回を上限とする。ただし、やむを得ない事情があり町長が認める場合及び景観づくり団体活動への支援を行う場合はこの限りでない。